

|              |   |
|--------------|---|
| Title        | 公務部門における労働関係に関する総合的研究   |
| Author(s)    | 豊本, 治   |
| Citation     | 大阪大学, 2007, 博士論文  |
| Version Type |   |
| URL          | <a href="https://hdl.handle.net/11094/47116">https://hdl.handle.net/11094/47116</a>   |
| rights       |   |
| Note         | 著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 <a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed">〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉</a> 大阪大学の博士論文について <a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed">〈/a〉</a> をご参照ください。 |

***Osaka University Knowledge Archive : OUKA***

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

|               |  |
|---------------|--|
| 氏 名           | 豊 本 治  |
| 博士の専攻分野の名称    | 博 士 (法 学)  |
| 学 位 記 番 号     | 第 2 0 8 2 1 号  |
| 学 位 授 与 年 月 日 | 平成 19 年 3 月 23 日   |
| 学 位 授 与 の 要 件 | 学位規則第 4 条第 1 項該当<br>法学研究科法学・政治学専攻                            |
| 学 位 論 文 名     | 公務部門における労働関係に関する総合的研究  |
| 論 文 審 査 委 員   | (主査)<br>教 授 小 寫 典 明<br><br>(副査)<br>助 教 授 水 島 郁 子 教 授 村 上 武 則 |

#### 論 文 内 容 の 要 旨

民間部門における雇用形態の多様化、人材の流動化などの動きと同様、公務部門においても、新しい就業形態の導入、臨時職員・非常勤職員・任期付職員など（以下「非典型職員」という。）の増大、外部委託等の推進など、公務部門の業務に従事する者の労働関係は複雑多様化しつつある。

これに対して、戦後まもなく制定された我が国の公務員法制は、公務に従事する職員は常勤で、かつ、定年に達するまで継続的に働き続けるとことを大前提として、その枠組みを大きく変えることなく、今日まで維持運用されてきた。また、公務員の勤務関係は、公法上の関係にあるものとして、私法上の関係とされる民間部門の労働者とは根本的に異なる取扱いがなされてきた。

こうした運用や取扱いをめぐっては、制度と実務の乖離、民間部門との相違など、そのあり方、妥当性をめぐってさまざまな課題が指摘されており、これらの課題を解決するため、種々検討がなされ、現在、公務員制度改革大綱をはじめとして、その改正の方向性も明らかになりつつある状況にある。

このような現状認識に立って、本論文では、まず、非典型職員について、歴史的な経緯を踏まえた上で、その現状と問題点を明らかにするとともに、近年制度化された新しい任用制度を概観し、これら職員の採用方法の不明確さに問題があることを指摘した。（第 1 章）

次に、地方公共団体における外部委託などの現状とその限界について考察を行い、これらの業務に従事する職員と公務員としての取扱いを受ける非典型職員との区分が妥当かという問題について検討した。（第 2 章）

さらに、採用試験における平等取扱い、転任、分限免職（任期付職員の雇い止めを含む。）、勤務時間など、公務部門に固有のものとして取り扱われている勤務関係をめぐる制度の現状について検討を行い、民間部門との比較等も交えながら、公法上の勤務関係のあり方を考察した。（第 3 章）

以上のようにして、本論文は、公務部門における労働関係の現状と課題を検討するなかで、我が国における公務員制度をめぐる政策的課題と今後の展望を明確にしようとするものである。

## 論文審査の結果の要旨

本論文は、以下の3章（終章を除く）からなる。

第1章 公務部門における非典型職員に関する制度

第2章 公務部門における外部労働市場の現状と課題

第3章 公務部門における労働関係に関する実務上の課題

申請者は、在職期間が30年に及ぶ現職の地方公務員であり、公務員として得た知識と実務経験が本論文にも余すところなく活かされていることを、まず指摘できる。

他方、論文の内容は、きわめて多岐にわたるものであるが、個々の問題ごとに判例・学説を過不足なく検討し、かつ、的確なコメント（私見）を加える等、学問的にみてもきわめてレベルの高い内容となっているといえることができる。

とりわけ、非常勤職員をはじめとする非典型職員の問題について検討した第1章は、その検討範囲の広さ（歴史的な沿革を着実に踏まえるとともに、任期付任用職員制度等新しい制度についても的確に言及）および検討内容の深み（期限付き任用に関する判例分析等における斬新さ）において、類例をみないものであり、それだけで高く評価されてよい。

また、外部委託の問題を中心に検討を行った第2章には、労働者派遣という形態を地方公共団体が一般に採用しない理由等、公務の現場に実際にいなければ知ることのできない情報も数多く含まれており、本論文は、大学等における研究者にとってもきわめて有用性の高いものとなっている。

さらに、任用（採用、転任、分限、期限付任用の更新拒絶）や勤務条件（勤務時間、短時間勤務）等、公務部門が直面する実務上のさまざまな課題を検討対象とした第3章は、実務と判例法理を踏まえた、きわめて水準の高い内容となっており、特に分限処分をめぐる判例の分析には、斬新な視点とともに分析の手堅さが強く感じられる。

申請者の関心事は、つまるところ「公務とは何か」という根源的な問題にあるといえるが、ほぼ時を同じくして、政府も行政改革推進本部に専門調査会を設け、「簡素で効率的な政府における公務の範囲」を第一の検討課題に挙げていることは興味深い。本論文がさらに、申請者の本務である公務においても、その指針として活用されることが大いに期待される。

以上の理由から、本論文は博士（法学）の学位を授与するに十分な価値を有するものと考えられる次第である。